

益子町ふるさと納税推進事業 協力事業者募集要項

1 目的

益子町ふるさとづくり寄付条例に基づく寄付（以下「ふるさと納税」）推進と益子町特産品のPR、販売促進及び地域産業活性化との相乗効果を目的として、寄付者にお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

ふるさと納税制度とは・・・

個人の方などが、故郷や応援したい自治体に寄付をされた場合、2千円を超える部分について、一定の限度額（住民税所得割の1割程度）まで所得税と住民税を合わせて全額控除される制度です。

2 募集の要件

協力事業者及び返礼品については、次の要件にすべて適合するものとします。

（1）協力事業者

- ①原則、益子町内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること（ただし、町長が特に認める場合を除く）。
- ②町税等の滞納がないこと。
- ③各法規等に沿った生産・製造・サービスの提供を行っていること。
- ④代表者等が益子町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員及び暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者でないこと。
- ⑤個人情報の取り扱いを厳重に行えること。

（2）返礼品

- ①益子町のPRにつながる商品で、益子町内で生産、製造、加工、販売、体験等のサービスがされているものであること。
- ②品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とします。
- ③食品に関しては、商品情報（使用原材料等）の開示をしていただきます。

返礼品の区分は、寄付金額に応じて次のようになります。それぞれの区分ごとに最大3点まで商品の応募が可能です。

「返礼品の価格」には、「商品代」「消費税及び地方消費税」「梱包・寄付者への送料」等すべてが含まれます。

区分	返礼品の価格
区分1	4千円相当の商品やサービス
区分2	8千円 〃
区分3	1万2千円 〃
区分4	1万6千円 〃
区分5	2万円 〃
区分6	4万円 〃

3 協力事業者のメリット

- (1) 益子町のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト【ふるさとチョイス】【楽天ふるさと納税】などに商品の画像、商品名、企業名などが掲載されます。
- (2) 寄付者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、PRが可能です。ただし、協力事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封のみに限ります。

▼ふるさとチョイス画面



▼楽天ふるさと納税画面



返礼品代(送料等含む)は、益子町が実費負担します(ただし、上限あり)。

4 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報の取り扱いについて、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません（**ダイレクトメールの送付などの2次利用や第三者への漏えいは厳禁**）。また、協力事業者でなくなった後も同様です。ただし、パンフレットの同封により、寄付者から直接協力事業者への商品の申し込み等で入手された個人情報は、対象外とします。

5 返礼品取りまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、益子町では返礼品の運営委託取りまとめ事業者として、次の事業者を指定しました。

【返礼品取りまとめ委託事業者】 レッドホースコーポレーション株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9F

TEL : 03-5144-5736 FAX : 03-5144-5744

【返礼品取りまとめ委託事業者】 楽天株式会社（新朝プレス）

〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1-4-30

TEL : 028-610-1313 FAX : 028-610-1314

協力事業者として決定後、決定事業者とRHトラベラー、新朝プレスで返礼品の打ち合わせ等を行っていただきます。

6 申込方法

「益子町ふるさと納税推進事業参加申請書」に次の必要書類を添付し、郵送又は直接提出をお願いします。

次の提出書類①②については、町ホームページからもダウンロードができます。また、郵送もいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

（担当：企画課企画係 TEL：0285-72-8828）。

- 提出書類
 - ①**益子町ふるさと納税推進事業参加申請書**（以下「申請書」）
 - ②**返礼品の概要説明資料**（データ提出も可）
 - ③町税の「**完納証明書**」又は「**納税証明書**」（町への調査依頼も可。
その際申請書指定欄に署名・捺印のこと）
 - ④**返礼品の写真**（データ提出も可）

○提出先 〒321-4293 益子町大字益子2030番地 益子町総務部企画課

7 協力事業者の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断して協力事業者を決定し、その結果を益子町から申込者にご通知します。

8 その他の留意事項

- (1) 積極的に益子町のPR活動に努めていただきます。
- (2) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、事前にご相談をお願いします。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず報告をお願いします。
- (4) 益子町は、登録された協力事業者又は返礼品が本要領「2 募集の要件」に定める事項に適合しなくなると認める場合は、その協力事業者の登録や商品調達を中止することがあります。

【問合せ・申込書提出先】
益子町 総務部 企画課 企画係
〒321-4293

益子町大字益子 2030 番地

TEL : 0285-72-8828 FAX : 0285-72-7601

メール : kikaku@town.mashiko.lg.jp

